

県内の私立高等学校に通う生徒・保護者の皆様へ

富山県私立高等学校生徒奨学補助金(家計急変世帯への支援)について

入学時納付金助成

令和5年4月 富山県経営管理部私学振興係

制度の内容

自然災害等の被害を受け、かつ、保護者の失職などの家計急変事由が生じた世帯に対し、入学時納付金（入学料及び入学時に納付する施設整備費）の助成を行う制度です。

補助要件

以下の全てに該当する場合に対象となります。

- ・生徒が県内に本校のある私立高等学校に在籍していること。
- ・家計急変事由が発生していること。
- ・当該年度末までに、自然災害等により、住家が全壊又は半壊の被害を受けていること。
- ・保護者のうち少なくとも1人が県内に住所を有していること。

（単身赴任等のやむを得ない事情により、一時的に県外に居住している者も含む（ただし、県外での居住を開始した日の前日において、県内に1年以上居住していた者に限る。））

※定年退職や本人の意思による離職の場合は補助対象外です。

補助上限額

124,350円

（私立高校の入学時納付金130,000円から県立高校の入学料5,650円を控除した額）

提出書類

以下の書類を学校へ提出してください。

- ・入学時納付金減免申請書（様式は学校から入手してください）
- ・罹災証明書等
- ・家計急変の発生事由を証する書類
（離職票、雇用保険受給証明書、解雇通告書、廃業等届出など）

留意事項

- ・定年退職や本人の意思による離職の場合は補助対象外です。
- ・家計急変世帯に該当しない場合でも、当該年度の住民税所得割が非課税であれば補助対象となります。申請時期は秋頃を予定しています。